

施設利用に伴う注意事項

利用上の遵守事項

- こまめな手洗いや消毒を行ってください。
- 施設利用にあたっては3つの密（「密接」「密閉」「密集」）を避け、利用者同士で十分な距離を確保してください。
- 利用前後のミーティング等の場においても、3つの密を避けてください。
- シャワー室は、長時間の利用を控えるなどルールを守って御利用ください。

健康状態について

代表者の方は、事前に参加者全員の体調等を御確認ください。

以下の確認事項に該当がある場合は御利用を控えてください。

○利用前7日間において以下の事項に該当がある場合。

- ・平熱を超える発熱がある。
- ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある。
- ・だるさ、息苦しさがある。
- ・嗅覚や味覚の異常がある。
- ・体が重く感じる、疲れやすい。

○利用前5日間において、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。

○政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合。

運動やスポーツを行う際の留意点

○十分な距離の確保

- ・周囲の人となるべく距離（2m程度）を空けてください。
- ・強度が高い運動、スポーツにおいては、より一層距離を空ける等の工夫を行ってください。

○走る、歩くスポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取るなどの工夫を行ってください。

○運動スポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないでください。

○タオルの共用はしないでください。

○飲食については指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにしてください。

○飲料水の飲み残しやゴミについては、御自身でお持ち帰りください。

○その他、新型コロナウイルス感染症に罹るリスクのある行動を避け、御利用ください。

その他

○施設利用中に体調不良者が出た場合には、速やかに施設管理者に報告してください。

○施設利用後5日以内に、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、速やかに施設管理者に報告してください。

○感染防止のために施設管理者が定めるその他の事項を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

令和4年11月30日付けスポーツ庁発出「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」を参考にしています。

感染症防止のため、以上の内容について御理解の上、御利用ください。

なお、施設によって利用上の注意事項が異なる場合がございますので御注意ください。